

「岡山市地域協働学校」に関するQ&A(令和2年度版)

岡山市教育委員会

1 制度全般について

(1)理念・目的

Q1-1 岡山市地域協働学校の理念を分かりやすく説明してほしい。

- 岡山市地域協働学校は、地域住民や保護者等が一定の権限をもって学校運営に参画する合議制の機関であり、中学校区を一つの地域と見なし、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を果たしながら、元気な学校、元気な子ども(自立に向かって成長する子ども)を持続的にはぐくんでいくという理念に基づき、運営されるもの。つまり、岡山市地域協働学校は「学校づくりのシステム(学校運営について、一歩離れて外から評価するだけではなく、ともに学校づくりを行うシステム)」である。

Q1-2 岡山市地域協働学校のねらい・目的は何か。

- 元気な学校、元気な子どもを地域(中学校区)で持続的に育てていくこと。
- 保護者や地域住民が一定の権限と責任の下、以下の視点をもって学校運営に参画することにより、学校運営の活性化を図るとともに、家庭や地域社会の教育力の向上を図ること。具体的には、次のようなことが考えられる。
 - ・学校園の教育方針の承認等を通じて、教育方針の決定や教育活動の実践に地域のニーズを的確かつ機動的に反映させる。
 - ・地域ならではの創意や工夫を生かした、特色ある学校づくり、地域づくりを進める。
 - ・「人づくり」「学校づくり」に対する学校・家庭・地域社会の役割を明確にし、権限と責任を自覚してそれを果たす。

Q1-3 岡山市地域協働学校を中学校区に導入するメリットは何か。

- 保護者や地域住民に対する説明責任や結果責任の意識が高まり、学校園の教育活動の改善が図られる。
- 保護者や地域住民は、学校教育の成果について、一人一人が責任を負っているという自覚と責任が高まり、学校園の教育活動への理解・協力が得られるとともに、家庭や地域社会の教育力の向上が期待できる。
- 地域社会は相互のコミュニケーションの活発化から、学校と地域との連携協力の促進により、学校園を核とした新しい地域づくりが始まる。

(2)権限・責任

Q1-4 運営協議会・連絡会の設置目的や機能及び与えられる権限は何か。

- 学校運営協議会は、校園長が毎年度作成する学校の基本方針を承認するとともに、当該地域協働学校の運営全般について、市教育委員会又は校園長に対して、意見を述べるができる。
- 職員の採用その他の任用に関する事項については、任命権者である市教育委員会へ意見を述べるができる。
- 連絡会は、中学校区における学校づくり・人づくりの方向性等を情報共有するとともに、長期間を見通した岡山型一貫教育の具体化に向けて協働して取り組む際の調整的機能をもつ。

Q1-5 これまで「連絡協議会」が中学校区をまとめる会として規定されていたが、なぜ平成22年度から「連絡会」という名称になったのか。

- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5の規定では、議決等の権限をもつのは「(学校)運営協議会」と定められており、連絡協議会が併存することで「協議・議決」機関の二重構造と見なされる可能性を指摘されたため、法の趣旨に沿った規則改正を行った。
- 本市では、学校運営協議会で協議・議決した内容を各々の地域協働学校の代表者が持ちよって連絡会形式で情報共有している中学校区が多い。一方、各校園の運営協議会の「委員全員」が集まって連絡会(平成21年度までの「連絡協議会」)を開催し、協議・議決を行っている中学校区もある。後者の場合は、法解釈上、「同じ日の同じ時刻、同じ場所で各学校の学校運営協議会を一斉に開催しており、結果として連絡会も同時開催している」と見なすことで、これまでどおりの運用が可能と考えている。
- ただし、議決はあくまで各学校運営協議会が行っていることになるため、厳密に言えば、「過半数の出席」「出席委員の3分の2以上」は、それぞれの運営協議会ごとに確認しなければならないことを理解しておく必要がある。

Q1-6 岡山市地域協働学校における校園の運営責任者は誰か。

- 学校運営協議会は、教育目標などの大綱的な事項について承認を行うことにより、学校運営に関与するものであり、学校運営についてはこれまでどおり、校園長の権限と責任において行われるものである。したがって、岡山市地域協働学校においても、校園の運営の責任者は校園長であることに変わりはない。

Q1-7 「(市教育委員会は)意見を尊重する」とはどの程度のものか。岡山市地域協働学校だけが優遇されることになるのか。

- 学校運営協議会を置く学校園は、地域住民や保護者が学校運営に参画・協働することになり、その結果、地域ニーズを踏まえた学校園の意思が校長を通して市教育委員会に伝わるという点で、より主張点の明確な意見が市教育委員会に伝わっていると考えている。

(3)国及び既存制度との関係

Q1-8 岡山市地域協働学校の特色、並びに、国の学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)との違いは何か。

- 岡山市地域協働学校は、「岡山っ子育成条例」に掲げる「市民協働の人づくり」を具体化するため、地域ぐるみの人づくりを行うこととしている。そのためには、中学校区の各学校園が保護者・地域住民と連携・協働して取り組もうとすることが特色となる。国の制度では、各学校園を基本単位としているのに対して、本市では中学校区を単位とした各学校園が連携・協働することになる。

Q1-9 学校評議員制度との違いやPTA活動との関連はどうか。また、今後の将来的な方向性はどうか。

- 学校運営協議会は合議制の機関であり、法律及び規則に基づき、学校運営や教職員の人事について関与できる一定の権限が与えられている。校長は、運営協議会が承認する学校の基本方針に基づいて学校運営を行うことになる。
- 一方、学校評議員は、「学校教育法施行規則」に基づき、校長の求めに応じて個人の立場で学校運営などに関する意見を述べるものであり、学校運営に関して直接関与したり、決定を行ったりするような拘束力を持つものではない。したがって、学校評議員は運営協議会委員の役割と権限に内包されるものと考えられることができるため、運営協議会委員が学校評議員を代替できるものとしている。
- また、PTAは、学校園及び家庭における教育の理解と振興や、児童・生徒及び会員の社会教育活動を目的とする社会教育関係団体であり、学校園と家庭・地域とをつなぐ重要な役割を持ち、学校の教育活動に協力を行うものである。したがって、運営協議会とはその役割、機能を異にするものである。
- 岡山市地域協働学校では、PTA役員などが運営協議会に委員として参画し、学校運営にPTAの意向を反映したり、運営協議会の活動にPTAの協力を求めたりするなど、相互に補完し合いながら、家庭・学校園・地域の連携をより一層緊密にすることを期待している。

Q1-10 岡山市地域協働学校を推進しながら、中学校では通学区域制度の弾力化がまだ残っているが、これは矛盾していないのか。

- 通学区域制度の弾力化は、子どもの個性や適性に応じた教育を受けさせたいという保護者の希望にそった学校選択を可能にするとともに、特色ある学校づくりや学校の活性化を図ろうとするものである。
- 保護者や子どもは、学校の特色ある学校づくり、学校・家庭・地域協働の人づくりを評価して学校を選択するのであり、そのことから選択したことへの責任が生じ、学校・地域へ主体的にかかわっていくことが期待される。したがって、子どもたちと地域社会とのつながりは、学区の枠や子どもたちがどの学校に通っているかということにとらわれるのではなく、地域活動全体を通して育まれていくものであるという大きなとらえ方が必要である。地域ぐるみの人づくりを進める観点から言えば、他地域から通う子どもも、「地域で学ぶ地域の子ども」として温かく受け入れる新しいコミュニティづくりが求められているものと考えている。

(4) 予算・財源

Q1-11 岡山市地域協働学校の予算についてはどのように扱われるのか。

- 学校園に配当する予算については、各学校園へ要求限度額を提示し、この範囲内で自主的に予算を要求できる方式で編成しており、各学校園の実態に即した予算が校長の裁量により要求できるようになっている。
- 岡山市地域協働学校としての学校運営に関する予算についても、基本的にはこの方式を有効に活用していただければ、柔軟な対応ができるものと考えている。

2 設置の在り方, 方向性について

Q2-1 学校園はこれまでも、園児児童生徒や地域の実態等に応じて特色ある学校園づくりを進めている。中学校区で取り組むことによって各学校園の特色が薄れることにならないかと危惧するが、中学校区で取り組む意義は何か。

- 特色ある学校園づくりは、子どもの生きる力の育成と個性を生かした教育の推進に不可欠であり、各学校園とも「学校教育基本計画」を策定し、日々の教育活動に取り組んでいる。
- 特色ある学校園づくりの進捗にともない学校園の個性化・多様化が進んでくるが、同じ地域で学び成長する子どもたちに、こ・保・幼・小・中(高)10数年間を見通してどのような力を身に付けるのか、という一貫性を持った教育が展開できるように考えていくことが大切であり、中学校区で取り組む意義は、ここにあると考える。

Q2-2 幼稚園・小学校・中学校それぞれ課題が異なるはずである。共通の課題を見出すことはできるのか。また、共通の課題を持つ意義は何か。

- 各学校園の課題を洗い出していく中で、共通する課題は見つかるものと考えている。この共通課題の解決が進むことこそが、子どもたちの円滑な育ちにつながるものと考えている。
- 特に、発達に関する課題もさることながら、地域の子どもの実態を捉え、地域の願いを加味しながら、中学校区の向かうべき方向性、重点の置き方等を探っていく必要があると考える。
- また、中学校区で「めざす子どもの姿」を明らかにして取り組むことが中学校区の一体感を生み、中学校卒業時を見据えた取組ができるものと考えている。

3 学校運営協議会・連絡会の在り方について

Q3-1 行政や学校園の課題を保護者や地域社会に丸投げすることになるのではないかと。また、学校運営協議会が学校運営に関する承認を行うのであるなら、教育委員会は不要ではないか。

- 近年、複雑化・多様化する教育課題を学校園だけで解決することは困難な状況になっている。学力や非行、問題行動、いじめ、不登校、発達障害などの今日的な課題に対応するためには、学校園は、子どもたちが抱える問題や学校教育の課題を明確にして、積極的に説明責任を果たし、保護者や地域社会とともに課題解決に向けて努めることが大切である。その際、保護者や地域社会の役割についても十分理解を得ることが必要である。そうすることで、学校園は、根本的な課題解決とともに、本来学校園が行うべき教育活動に専念できる環境を整えていくことができるもの考える。
- 市教育委員会としても、市全体の実態やニーズを把握し、それに答える総合的・重点的な施策を市教育委員会の政策に位置付け、各学校園での取組が進むよう、条件整備を行うことが大切であると考えている。

Q3-2 市教育委員会が学校運営協議会の委員を任命するとはどういうことか。また、身分や手続きはどのようになるのか。

- 運営協議会は一定の権限をもって学校運営などに関与する機関である。委員については地方公務員法上の特別職の地方公務員の身分を有する。
- 特別職であることから、一般職としての規定は適用されないが、公務員としての身分を有し、その職務は公務性を有するため、刑法上の贈収賄罪等の適用がある。
- 特別職では地方公務員法の守秘義務に関する規定(第34条)は適用されないが、委員は協議などを通じ園児児童生徒のプライバシーや、教職員人事に関する情報を職務上知り得る可能性があることから、岡山市地域協働学校運営協議会の設置等に関する規則第7条によって守秘義務を課している。

Q3-3 運営協議会の在り方について具体例を交えて説明してほしい。

- 例えば、個人名を挙げての教育支援の協力依頼や、いわゆるネットワーク会議の実施が考えられる。該当の中学校区では、委員が学校園の参観等を随時行い、状況把握をしている。委員に何を依頼し、どんな協力を得るのかを校園長がまずしっかりと想定し、その上で、どこまでの情報提供をすべきかを判断することが大切。学力・学習状況調査等の詳細な結果の提供等も想定されるが、当該調査の趣旨を踏まえ、でき得限りの情報を提供することを前提とし、併せて改善方策案を提示してその部分を協議する等の工夫をしたい。

4 基本方針等の承認について

Q4-1 運営協議会における承認と校園長権限事項との関係はどうなるのか。未承認事項のその後の扱いはどうなるのか。

- 保護者・地域住民の参画と協働をいただくことで、校園長の学校経営に対する支援を得ることは、岡山市地域協働学校の重要な目的である。
- 学校経営の基本的な方針案について、校園長と運営協議会の意見が一致せず、承認が得られない場合、校園長は理解を得られるよう十分な説明を行い、議論を尽くして承認されるよう最大限努める必要がある。
- それでもなお運営協議会の運営が著しく適正を欠くこと等により、承認が行われない場合には、校園長は運営協議会の承認を得ることなく学校経営を行うことができる。
- ただし、そのような状況が継続するようであれば、市教育委員会は運営協議会及び校園長の実情を把握した上で必要な指導・助言を行い、なおも著しい支障が解消されない場合には、当該学校園の制度導入の承認を取り消すなどの措置を講ずることができる。

5 教職員人事への意見について

Q5-1 なぜ運営協議会が教職員の人事について意見を言えるのか。

- 本制度は、学校経営の方針の承認等を通じ、学校運営に地域住民や保護者の意向を直接反映させることで、地域とともにある信頼される学校の実現を目指している。
- 学校経営の基本的な方針を具現化するためには、教育目標や教育内容等を実現することのできる教職員を得ることが必要であることから、教職員の人事に関しても、保護者や地域住民の意向を任命権者に直接反映させられる機会を設けた。

Q5-2 「採用その他の任用」についての意見とは具体的にはどのような意見か。

- 「採用」に関する意見の例
 - ・地域に特別支援教育に堪能な人物がいるので、特別支援教育支援員に採用してほしい。
 - ・現在の情報担当者との引き継ぎを想定しつつ、積極的な情報発信と校務の合理化を図るため、ICT技能に優れた者を採用してもらいたい。
- 「その他の任用」(転任,昇任)に関する意見の例
 - ・よりよい集団づくりを推進するため、道徳教育推進教師を担うことができる者を配置してもらいたい。
 - ・ベテラン教員の中核となる者を配置してもらいたい。
- 運営協議会は採用その他の任用について意見を述べるができるが、その意見とは、運営の基本的な方針を踏まえ、学校が実現しようとする教育目標や教育内容などに合致した教職員の配置を求めることである。したがって、その配置要望が妥当と判断できる理由を明示する必要がある。
- 採用・昇任・転任に関して意見を述べることも可能であり、市教育委員会としてもできる限り尊重するが、特定の教職員を指名しての意見については、誤解を受けやすい面があるなど様々な課題があるため、慎重に判断していただきたいと考えている。

Q5-3 意見提出に当たり、妥当と判断できる理由を明示すれば、必ず実現するのか。

- 人事異動については、岡山市全体のことを考えながら、総合的な判断の下に行っており、理由が妥当と判断できても、その履行を担保するものではない。

Q5-4 分限や懲戒について意見を言うことはできないのか。

- 地方公務員の分限及び懲戒については、地方公務員法第27条・第28条等に基づき、定められた手続きを経て行うこととなっており、運営協議会が意見を述べる対象としては想定していない。

Q5-5 運営協議会が特定の教職員に関して勤務状況が良くない等の理由で転勤を求めることが可能であれば、恣意的に転任等を迫る手段となるのではないのか。

- 岡山市の教職員の人事は、市教育委員会の定める人事異動要綱や人事異動の基準に基づいて行われるものである。

- 運営協議会が転任を迫るような意見を述べたとしても、市教育委員会は、市内の学校の教職員配置の適正化を考慮して任命権を行使するため、恣意的な人事はありえないと考える。特定の教職員の転勤を求める或いは逆に留任を求める意見については、「運営協議会の委員と親しいからではないか。」などといったあらぬ誤解を受けやすい面があるなど様々な課題があるため、慎重に判断していただきたいと考えている。

Q5-6 学校運営協議会から出された意見に、市教育委員会の判断が拘束されないか。

- 運営協議会の意見の実現に向けて可能な範囲で尊重すべきであるが、市内の学校の教職員配置の適正化を考慮した上で、市教育委員会が運営協議会の意見と異なる判断を行うこともあり、運営協議会の意見が任命権の行使を拘束するものではない。

Q5-7 学校運営協議会の意見と異なる判断を行う場合、市教育委員会は説明を行うのか。

- 市教育委員会は運営協議会の求めに応じて可能な範囲で説明をする場合もあるが、説明できる内容には、個人情報保護等の観点から制限はある。

6 運営協議会の評価について

Q6-1 岡山市地域協働学校と「学校評価」の関係をどう考えるか。

- 運営協議会が適切な点検・評価を行っていくことは必要であり、学校関係者評価等にも積極的に取り組むことが運営協議会の大きな役割の一つだと考えている。

Q6-2 運営協議会の内容などの運営に関する情報については、地域住民や保護者に対して積極的に提供、公開すべきではないか。

- 岡山市地域協働学校は地域に開かれ、信頼される学校づくりを進めることから、教育活動その他の学校運営の状況や協議会の内容等についても、広く市民に対して積極的に情報提供や情報公開していくことが望ましい。
- 運営協議会の会議は原則公開で審議するものとしている。(規則第11条)
- 内容等の公開については、岡山市個人情報保護条例に即して判断される。

7 成果と課題

Q7-1 運営協議会, 中学校区の連絡会などの実践について成果と課題などの報告義務はあるのか。

- 学校園に対してのアンケート形式での実態調査については, 適宜実施する予定である。

8 今後の方向性

Q8-1 市教育委員会として, 岡山市地域協働学校の今後の方向性をどのように考えているのか。

- 今後については, 次のような方向で実施していくことを考えている。
 - ・ 実態調査や意識調査の中から, 共通する課題や方向性を探ることで, 支援の在り方を検討していく。
 - ・ 岡山市の子どもたちの課題等を各中学校区の共通テーマとして投げかけ, 地域特性を生かした取組を展開することで, 教育課題の効果的な解決を図る。
 - ・ 地域住民も対象とする研修会等を実施し, 意思形成の促進を図り, 学校園の制度導入時の負担軽減を図る。

9 その他

Q9-1 岡山型一貫教育と岡山市地域協働学校との関係は。

- 岡山型一貫教育がねらっているところは, 「こ保幼小中高の学びをつなぎ, 発達の段階に応じて確かな学力, 豊かな人間性, 健康な体力を育む」(学びの高まり)であるのに対し, 岡山市地域協働学校でねらっているところは, 「学校を開き, 保護者, 地域住民と協働で学びを広げていく」(学びの広がり)にある。したがって, 岡山型一貫教育を「縦軸」に, 岡山市地域協働学校を「横軸」にして, 互いの機能を発揮させながら, 「自立に向かって成長する子ども」を育成していく。